

分譲集合住宅

建替え等

アドバイザー派遣事業



建替え以外には
どんな選択肢が
あるの？

うちのマンシ
ョンは建替え
できるの？

建替えの手続きの
進め方は？

理事会で1から
勉強するのに
来て欲しい

いつから建替えのこと
を考えればいい？

建替えなのか長寿
命化なのか聞いて
みたい

ご指定の場所で建替え等の専門家が相談や講演を行います

対象

市内分譲集合住宅
管理組合

回数

1管理組合につき
年度内3回まで
※講演は1回まで

時間

1回あたり
2時間以内

費用

無料

※講演の運営に係る
費用は申請者負担

※本事業は建替え等を検討するにあたっての情報提供を専門家が行うもので、具体的な意思決定や、権利調整は管理組合の責任で行ってください。

問合せ・
申請先

浦安市役所
都市政策部住宅課

〒279-8501

浦安市猫実1-1-1(本庁舎6階)

TEL:047-712-6284

MAIL: jyutaku@city.urayasu.lg.jp



市HP

申請は、申請書(第1号様式)をご記入のうえ、持参、郵送、メールのいずれかで住宅課まで